

# 就学援助費

## 申請のご案内

小平市では、経済的な理由でお困りの方に対して、学校給食費や学用品費の援助を行っています。

### 援助費目

#### ①学用品費・通学用品費

学用品等の購入費用を定額で支給

#### ②新入学学用品費

新入学学用品購入費用を定額で支給  
※入学前支給者を除く

#### ③校外活動費

遠足、移動教室等の費用の一部を限度額内で支給

#### ④修学旅行費

中学校の修学旅行費用の一部を限度額内で支給

#### ⑤体育実技用具

中学校の柔道着・剣道防具一式の購入費用を限度額内で支給

#### ⑥卒業記念アルバム文集代

卒業記念品購入費用の一部を支給

#### ⑦学校給食費

給食費の支払いを教育委員会が負担

#### ⑧医療費

学校保健安全法に定める疾病の治療の自己負担分を支給

#### ⑨通学費

公共交通機関による通学費を支給  
※通学距離要件あり

#### ⑩オンライン学習通信費

オンライン学習通信費を定額支給  
※支給要件あり

添付書類・申請の流れについては、裏面をご覧ください。



### 対象者

- 小平市内に在住し、国立、都立、市立小・中学校に在学している子どもの保護者で次のいずれかに該当する方
- (1) 同一住所に居住している方（世帯分離者含む）及び同一生計者の所得合計が所得の目安内の方
  - (2) 児童扶養手当を受けている方（主に一人親の方が受ける手当です。児童手当とは異なります。）
- ※小平市で生活保護を受給されている方は申請不要です。（生活保護費で支給されない部分のみ支給します。）

### 所得の目安

人数	家族の構成	持家の場合	借家の場合	家族の構成	持家の場合	借家の場合
2人	親 子（新小1）	1,567,000円 程度	2,404,000円 程度			
3人	父、母 子（新小1）	2,159,000円 程度	2,997,000円 程度	親、子（新小5） 子（新小1）	2,184,000円 程度	3,022,000円 程度
4人	父、母、子（新小5） 子（新小1）	2,732,000円 程度	3,569,000円 程度	親、子（新中1） 子（新小5）、子（新小1）	2,894,000円 程度	3,732,000円 程度
5人	父、母、子（新中1） 子（小5）、子（新小1）	3,420,000円 程度	4,258,000円 程度	父、母、子（新小5） 子（新小1）、祖父（母）	3,231,000円 程度	4,068,000円 程度

※令和6年4月1日時点で父母（親）の年齢を40歳程度、祖父母の年齢を60歳程度とした場合のおおよその所得基準額（基準額は、家族・年齢構成などによって変化するため、この表はあくまでも「目安」としてください。）

お問合せ先

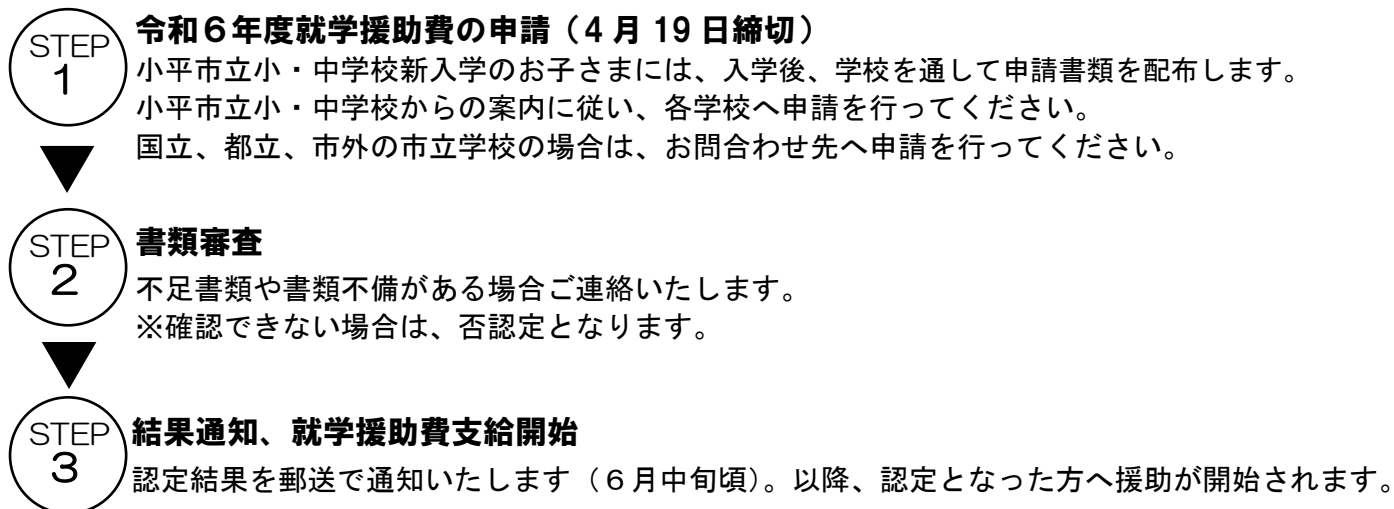
〒187-8701 小平市小川町2-1333

小平市教育委員会教育部学務課 学事保健担当 電話：042-346-9570（直通）

## 主な添付書類

- 賃貸住宅居住者・・・賃貸借契約書の写し（契約期間（申請日が含まれること）、住所、氏名、家賃額が確認できること。）
- 児童扶養手当受給者・・・児童扶養手当証書の写し（児童手当、児童育成手当、特別児童扶養手当ではありません）
- 令和5年1月2日以降小平市へ転入された方・・・令和5年度課税証明書（転入前自治体で発行）

## 申請の流れ



## 注意事項

- 1 小学校新入学学用品費の事前支給を受けた場合でも、令和6年度就学援助を希望する場合にはSTEP 1からの申請が必要になります。（児童扶養手当を受けている方で新入学学用品費の電子申請を行った方につきましても、申請書類を紙でご提出ください。）
- 2 小平市の生活保護を受給されている方は申請書及び添付書類の提出は必要ありません。6月中旬以降、在学する小平市立小・中学校から「委任状」をお渡しし、就学援助の振込口座の確認を行いますので、各学校へご提出ください。（市外の自治体で生活保護を受けている場合は、STEP 1からの申請が必要になります。）
- 3 申請は4月以降も随時受け付けています。（申請月から援助の開始となるため、4月からの援助開始を希望される場合は、4月19日が提出期限となります。年度末は令和7年2月末までに申請してください。）
- 4 STEP 3の結果通知は前々年中（令和4年中）の所得による審査結果となります。7月1日付で前年中（令和5年中）の所得に更新し再審査を行うため、4月に認定となっていた方も7月1日付の再審査の結果、否認定となる場合があります。
- 5 認定期間中であっても、家庭状況の変化、生活保護の廃止、児童扶養手当の廃止などによって就学援助の認定を取り消す場合があります。
- 6 審査の結果否認定となった後で、失業や家族構成の変化等により経済的状況が大きく変わった場合は、お問合わせ先へご相談ください。

お問合わせ先

〒187-8701 小平市小川町 2-1333

小平市教育委員会教育部学務課 学事保健担当 電話：042-346-9570（直通）